

佐賀県告示第二百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十三日

佐賀県知事 古川 康

松尾第一地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次直線で結んだ線及び標柱十五号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	大字	字	地番
一	小城市	小城町松尾	山彦	四三五八番一
二	"	"	"	四三五八番二
三	"	"	"	四三四三番一
四	"	"	"	四四二五番一
五	"	"	"	四四二五番一
六	"	"	"	四四二五番一
七	"	"	"	四四二五番一
八	"	"	"	四四二五番一
九	"	"	"	四四二五番一
十	"	"	"	四四二五番一
十一	"	"	"	四四二七番一

十五	十四	十三	十二
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
四四一七番	四四二一番一	四四二一番一	四四二七番一